



名古屋経済大学
消費者問題研究所長

田口 義明氏

オープン カレッジ

最近、製造物責任法、いわゆるPL法に関わる事故が相次いでいる。カネボウ化粧品的美白化粧品で肌がまたらに白くなる白斑(はくはん)の症状が出た問題では被害者が1万5千人を超えた。一部の被害者からは、既に損害賠償を求め訴えが提起されている。昨年は、小麦加水分解物を含

製造物責任法に注目

代の経済社会にあって、製造物の欠陥により生命、身体、財産に被害(拡大損害)が生じた場合、製造業者などは、その過失の有無に係わらず損害賠償責任を負うことを規定している。本法は、1973年頃より約20年に及ぶ議論の末、1994年、与野党全会一致で成立した。PL法の仕組みは、今日では、わが国に限らず、米国、EU諸国はもとより、アジア・太平洋地域

たぐち よしあき 消費者センターなどを経て現職。1981年生まれ。政策・消費者法、東京大学法学部卒。内閣府、国民生活セ

PL法が施行されて以来約18年が経過するが、この間、同法に基づき約200件の訴訟が提起されている。平均す

課題は立証責任とソフトの欠陥

ると年間10件強であり、法制側にある。しかし、化粧品に求められる。定時によく言われた「濫訴のおそれ」とは程遠い状況にある。全国の消費生活センターなどには製品関連事故に係る相談が毎年1万件以上寄せられる。うちPL法の対象となる拡大損害が生じた事案は約7千件に及んでいる。こうした状況からみると、製品事故の被害者には訴訟が提起しにくいくつかの問題点があるものと思われる。

PL法が直面する今日的課題としては、次の2点を指摘できよう。第1は、製造物責任の要件である「欠陥」の存在や被害との因果関係の立証の問題である。PL法上、これらの要件で「欠陥」の存在を立証することでは、ハードとソフトは紙一重であり、この点は、今後極めなければならない問題領域となつて

る。側にある。しかし、化粧品に求められる。定時によく言われた「濫訴のおそれ」とは程遠い状況にある。全国の消費生活センターなどには製品関連事故に係る相談が毎年1万件以上寄せられる。うちPL法の対象となる拡大損害が生じた事案は約7千件に及んでいる。こうした状況からみると、製品事故の被害者には訴訟が提起しにくいくつかの問題点があるものと思われる。

PL法が直面する今日的課題としては、次の2点を指摘できよう。第1は、製造物責任の要件である「欠陥」の存在や被害との因果関係の立証の問題である。PL法上、これらの要件で「欠陥」の存在を立証することでは、ハードとソフトは紙一重であり、この点は、今後極めなければならない問題領域となつて

